

改訂版 目で見る安全 第5集 No.136115
 <新旧対照表> 改訂2版 令和6年10月3日

【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。

※誤字・脱字および奥付等の軽微な修正は割愛します。

※参考等の法令改正は引用先となる「発翰番号」「表題」のみ掲載します。

[表記・用語の統一] ※旧版から新版への変更にあたり、表記・用語の統一をしたものではありません。

(旧版) 改訂初版2刷(平成29年3月10日)			(新版) 改訂2版(令和6年10月3日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
はじめに	右下	建設業労働災害防止協会は労働災害防止団体に 法に基づき設立された公共的法人です。	はじめに	右下	削除
大扉	最下行		大扉	最下行	建設業労働災害防止協会は労働災害防止団 法に基づき設立された特別民間法人です。
7	No.14	<u>わく組足場に下さんが設置されていない。</u>	7	No.14	「 <u>墜落及び物体の落下防止措置として高さ 15 セ ンチメートル以上の幅木</u> 」が設置されていない。
9	No.18	・・・ロードマット（青色プラスチック製）と親綱 （黄色）・・・	9	No.18	・・・ロードマット（青色プラスチック製）の <u>固定</u> と 親綱（黄色）・・・
13	No.26	※作業中は安全帯が <u>必用</u> であり、作業床の工夫 が必要。	13	No.26	※作業中は安全帯が <u>必要</u> であり、作業床の工夫 が必要。
16	No.31	・・・安全帯を装着して作業を・・・	16	No.31	・・・安全帯を装着し使用して作業を・・・
20	No.39	・・・立坑内梯子の <u>勾配が 80 度以内でなく</u> 、梯子 踏面がフラットでない。（75 度勾配で・・・	20	No.39	・・・立坑内梯子を伸縮式移動梯子ではしご道 （直はしご）として使用している。梯子踏面がフラッ トでない。（75 度前後の勾配で・・・
27	No.54	手すり付の可搬式 <u>脚立</u> を使用している。	27	No.54	手すり付の可搬式 <u>作業台</u> を使用している。
29	No.57	・・・転位防止装置（固定）が不備。・・・	29	No.57	・・・転位防止装置（固定）と <u>角度（75 度前 後）</u> が不備。・・・
34	No.67	・・・資材が <u>落ちない</u> ような措置・・・	34	NO.67	・・・資材が飛散しないような措置・・・
63	No.123	アースオーガの運転者の・・・	63	No.123	アースオーガーの運転者の・・・
65	No.127	・・・打設時に、 <u>ミキサー</u> の覆い・・・	65	No.127	・・・打設時に、 <u>ミキサー車</u> の覆い・・・
74	No.145	また、危険物の置場を <u>設置</u> する必要がある。	74	No.145	また、危険物の置場を <u>作成</u> する必要がある。
77	No.151	<u>第3者</u> から積極的に意見を聴取し、労働災害防 止、 <u>第3者</u> 災害防止、・・・	77	No.151	<u>第三者</u> から積極的に意見を聴取し、労働災害防 止、 <u>第三者</u> 災害防止、・・・
78	No.153	研削 <u>砥石</u> の覆いがない。	78	NO.153	研削 <u>といし</u> の <u>カバー</u> がない。
80	No.157		80	No.157	
82	事例 No.14 赤枠	<u>わく組足場に下さんが設置されていない。</u>	82	事例 No.14 赤枠	「 <u>墜落及び物体の落下防止措置として高さ 15 セ ンチメートル以上の幅木</u> 」が設置されていない。
85	第11章	<u>第3節</u> 健康の保持増進対策等・・・	85	第11章	<u>第3節</u> 心理的な負担の程度を把握するための検 査等（第181条の2・第181条の3） <u>第4節</u> 健康の保持増進対策等・・・